

吾妻広域町村圏振興整備組合告示第7号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年5月20日

吾妻広域町村圏振興整備組合理事長 伊能正夫

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 発注番号 消第21005号
- (2) 事業名 吾妻広域消防設備整備事業
高規格救急自動車・高度救命処置用資機材 1台
- (3) 購入物品及び数量 別紙仕様書による。
- (4) 納入場所 別紙仕様書による
- (5) 納入期限 令和4年2月28日（月）
- (6) 入札参加形態
単体による参加とする。
- (7) 入札方法 入札書による。
- (8) 受付日時 令和3年6月8日（火） 午前10時00分
- (9) 入札日時 令和3年6月8日（火） 午前10時30分（即時開札）
- (10) 入札場所 吾妻広域消防本部 3階 会議室
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による広域構成町村の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 広域及び広域構成町村の令和2・3年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けていること。
- (4) 群馬県暴力団排除条例に規定する暴力団員等（地方自治法 施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

- (5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(9)で定める開札日までの間のいずれの日においても構成町村の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第174条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第199条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号）第39条の2で規定する「高度管理医療機器等」の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間に於いて、構成町村、その他の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）に対し、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を2回以上納入した実績を有すること。
- (9) 次に掲げるア～ウのいずれかの条件に該当する者であること。
- ア 高規格救急自動車のメーカーで、群馬県内に高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な自社施設を有する者
- イ 高規格救急自動車のメーカーで、群馬県内に高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な代理店又は特約店（以下「代理店等」という。）を有する者
- ウ 高規格救急自動車メーカーの群馬県内の代理店等で、自社において高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な者
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 令和3年5月20日から令和3年5月27日
- (2) 取得方法 吾妻広域町村圏振興整備組合ホームページ
URL : <http://www.aga-kouiki.jp//>
- (3) 問い合わせ先 吾妻広域消防本部 総務課
群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗1174番地1
電話 0279-68-0213（ダイヤルイン）
FAX 0279-68-5080

注：問い合わせは休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日）を除く平日の午前9時から午後5時までに行うこと。

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(5)の書類

等を総称して「申請書等」という。)を、期間内に(別表「本入札公告に係る手続き期間等一覧」提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 最新の高度管理医療機器等販売業許可証の写し
- (4) 同種の物品販売等の実績を記載した書類(参考様式1)
- (5) 2(9)の資格の確認のため、次のア～ウの区分に応じてそれぞれに記載する確認書類等

ア 高規格救急自動車のメーカーで、群馬県内に高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な自社施設を有する者。自社工場の位置図並びに自社工場の全体写真及び修理施設の写真(これらが確認できるのであれば自社工場に関するパンフレットも可。イ及びウについても同じ。)

イ 高規格救急自動車のメーカーで、群馬県内に高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な代理店等を有する者。代理店等があることが確認できる代理店等の証明書(任意の書式で可。作成例は参考様式のとおりに)並びに当該代理店等に係るアに掲げる位置図及び写真

ウ 高規格救急自動車メーカーの群馬県内の代理店等で、自社において高規格救急自動車のぎ装の修繕が可能な者。当該代理店等に係るアに掲げる位置図及び写真

5 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和3年5月20日から令和3年5月27日まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送

ただし、郵送の場合は簡易書留の方法により、3(3)宛に送る。この場合にあっては、当該簡易書留は、5月27日午後5時15分までに必着するものとする。

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果を競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)により郵送で申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書にその理由を記載するものとする。

2 前項の規定による通知は、申請書等の提出期間の終了日の翌日から起算して5日以内(休日を含む。)に行うものとする。

(4) 問い合わせ先

3(3)と同じ。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間 令和3年5月20日から令和3年5月27日まで

(2) 質問方法

説明質問内容を文書（任意）で、3(3)にファックス送信すること。

なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は別表で定める期間において、ホームページ閲覧に供する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格確認通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札

エ 入札に際し不正行為のあった者の入札

オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

ウ 入札執行回数は、3回までとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 本契約締結までの間の取扱い

この物品売買契約は、吾妻広域議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和48年条例第13号）第3条に規定する議会の議決

に付すべき契約に該当するので、物品売買仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該物品売買契約に係る議会の議決があった場合は、当該物品売買仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

ただし、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号のいずれかに該当する場合の落札決定又は仮契約の取扱いについては、当該各号に定めるところによる。

また、その場合、組合は損害賠償の責を一切負わない。

- (1) 落札決定から仮契約締結までの間に指名停止措置又は暴力団排除対策措置の規定による指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消す。
- (2) 仮契約締結から本契約締結（議会の議決日）までの間に製造等業者指名停止措置要綱第2条又は建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

10 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例（平成17年条例第7号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち、同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。